

埋蔵文化財センター収蔵庫除却工事

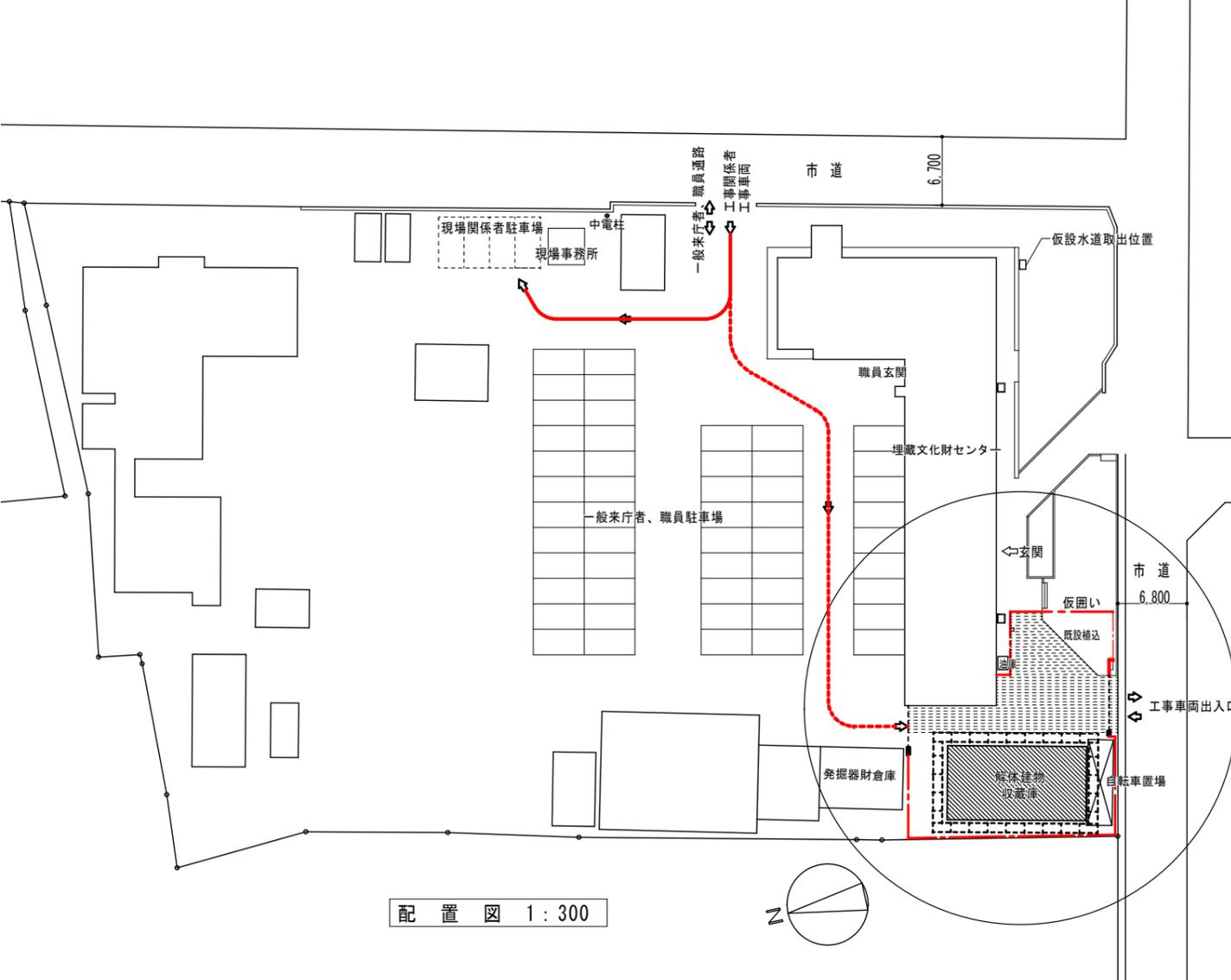
図面リスト

【 建 築 】		【 電 気 】		【 機 械 】	
K-01	解体特記仕様書 (その1)	E-01	1階・2階電気設備 撤去図	M-01	1階・2階機械設備 撤去図
K-02	解体特記仕様書 (その2)				
K-03	解体建物 配置図・仮設計画図				
K-04	解体建物 仕上表 (石綿含有材)				
K-05	解体建物 1階~2階平面図				
K-06	解体建物 屋根伏図・1階~2階天井伏図				
K-07	解体建物 立面図				
K-08	解体建物 矩計図				
K-09	解体建物 外部足場計画図				

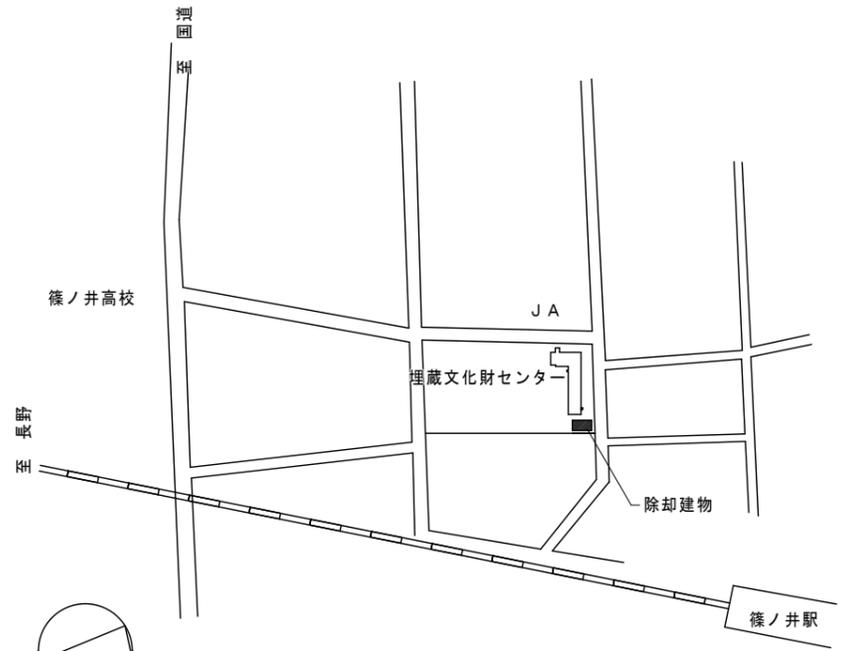
8 周辺建築物等調査	<p>調査</p> <p>調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>(一般的事項調査)</p> <p>1 事前調査の実地に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。</p> <p>一 建物の敷地ごとに建物等(主たる工作物)の敷地内の位置関係</p> <p>二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面</p> <p>三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所</p> <p>現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。</p> <p>四 その他調査書の作成に必要な事項</p> <p>(事前調査)</p> <p>1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所等の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。</p> <p>一 基礎</p> <p>二 軸部</p> <p>三 開口部</p> <p>四 床</p> <p>五 天井</p> <p>六 内壁</p> <p>七 外壁</p> <p>八 屋根</p> <p>九 水回り</p> <p>十 外構</p> <p>2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。</p> <p>二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況(最大幅、長さ)を計測する。</p> <p>三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。</p> <p>四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>3 軸部(柱及び敷居)に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、当該建物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。</p> <p>二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(敷居)から1メートルの高さの点とする。</p> <p>三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</p> <p>四 計測の単位は、ミリメートルとする。</p> <p>4 開口部(建具等)に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。</p> <p>二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。</p> <p>三 建具の開閉が滞らに行えないもの、又は開閉不能及び施設不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。</p> <p>四 計測の単位はミリメートルとする。</p> <p>5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 えん甲板張り等の居室(敷居の居室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。</p> <p>二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況(最大幅、長さ又は大きさ)を計測する。</p> <p>三 床又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。</p> <p>四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</p> <p>6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。</p> <p>7 内壁にちり切れ(柱及び内法材と壁との分離)が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。</p> <p>8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 原則として、すべて亀裂の計測をする。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。</p> <p>9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。</p> <p>二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。</p> <p>10 屋根(庇、雨樋を含む。)に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。</p> <p>二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。</p> <p>11 水廻り(浴槽、台所、洗面所等)に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。</p> <p>二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。</p> <p>12 外構(テラス、コンクリート印、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀等の屋外工作物)に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</p> <p>(写真撮影)</p> <p>1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</p> <p>撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。</p> <p>(1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名</p> <p>(2) 損傷名及び損傷の程度(計測)</p> <p>(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>(事後調査)</p> <p>1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状況及び程度等の調査を行うものとする。</p> <p>2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所等の調査を行うものとする。</p>
	<p>9 その他</p> <p>・ 工事現場の環境改善</p> <p>・ 産業廃棄物の取扱い</p> <p>・ 騒音、振動調査</p> <p>・ 土壌調査</p> <p>・ 官公庁その他への届出手続き等</p> <p>・ 疑義に関する協議等</p> <p>・ 文化財その他の埋蔵物</p> <p>・ 埋蔵文化財調査</p>

<p>調査書の作成</p> <p>受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <p>一 調査区域位置図</p> <p>二 調査区域平面図</p> <p>三 建物等調査一覧表</p> <p>四 建物等調査書(平面図・立面図等)</p> <p>五 損傷調査書</p> <p>六 写真集</p> <p>(事前調査書及び図面の作成)</p> <p>一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</p> <p>二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。</p> <p>(1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。</p> <p>(2) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。</p> <p>三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号(同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合)の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。</p> <p>四 建物等調査図(平面図・立面図等)は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。</p> <p>(1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。</p> <p>(2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面(東西南北)作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。</p> <p>(3) その他調査図(基礎伏図、屋根伏図及び展開図)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。</p> <p>(4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。</p> <p>五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称(室名)、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。</p> <p>六 写真は、撮影したものをカラーコピーで印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</p> <p>(事後調査書等の作成)</p> <p>1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p>	<p>工事現場のイメージアップ</p> <p>・ 仮囲い周辺の美化</p> <p>地域住民への情報提供</p> <p>・ 情報掲示板の設置</p> <p>・ パンフレットの作成</p> <p>住民に対する災害防止関係</p> <p>・ 現場出入口周辺への誘導員の配備</p> <p>産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること</p> <p>(i) 搬出された産業廃棄物の処理状況記録</p> <p>① 処理の全部又は一部を委託した場合</p> <p>ア 収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)A票、B2票、D票及びE票(建Ⅱの場合はB4票を加える。)建設廃棄物処理委託契約書の写し</p> <p>イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあつては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真)</p> <p>② 請負者が自ら処理した場合</p> <p>ア マニフェストに準じた解体材の種類ごとの数量集計表</p> <p>イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあつては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真)</p> <p>③ 特別管理産業廃棄物の場合</p> <p>①又は②に準ずる。ただし「産業廃棄物管理票」を「特別管理産業廃棄物管理票」と読み替える。</p> <p>(ii) 産業廃棄物の再資源化実施状況記録</p> <p>再生資源利用促進実施書に記載する事項</p> <p>発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、運搬距離、搬出先の種類等</p> <p>(iii) 写真</p> <p>① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現状写真</p> <p>② 仮設物、安全措置状況及び工程写真(除去作業状況、埋設配管等及び基礎礎は入念に撮影すること。)</p> <p>③ 使用機械類</p> <p>④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込時及び積降し時の写真</p> <p>⑤ しゅん工時の全景写真(着手時と同一アングルとする。)</p> <p>⑥ その他監督職員の指示による</p> <p>調査の有無 ※無 ○有</p> <p>調査方法については設計図書による</p> <p>調査項目 ・土壌調査 ・土壌調査(含有量試験) ・/k7k4k7k抽出試験 ・廃棄物含有調査</p> <p>土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。調査箇所については設計図書による。</p> <p>(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続き等を滞なく行う。</p> <p>(2) 前項に規定する届出手続き等を行うにあたっては、届け出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。</p> <p>設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督員と協議する。</p> <p>工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の処置については、監督員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保持する。</p> <p>「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当 ・該当する ・該当しない</p> <p>掘削作業時の教育委員会等の立会い ・有 ・無</p> <p>埋蔵文化財調査の時期 ・解体工事終了後 ・解体工事中</p>
--	--

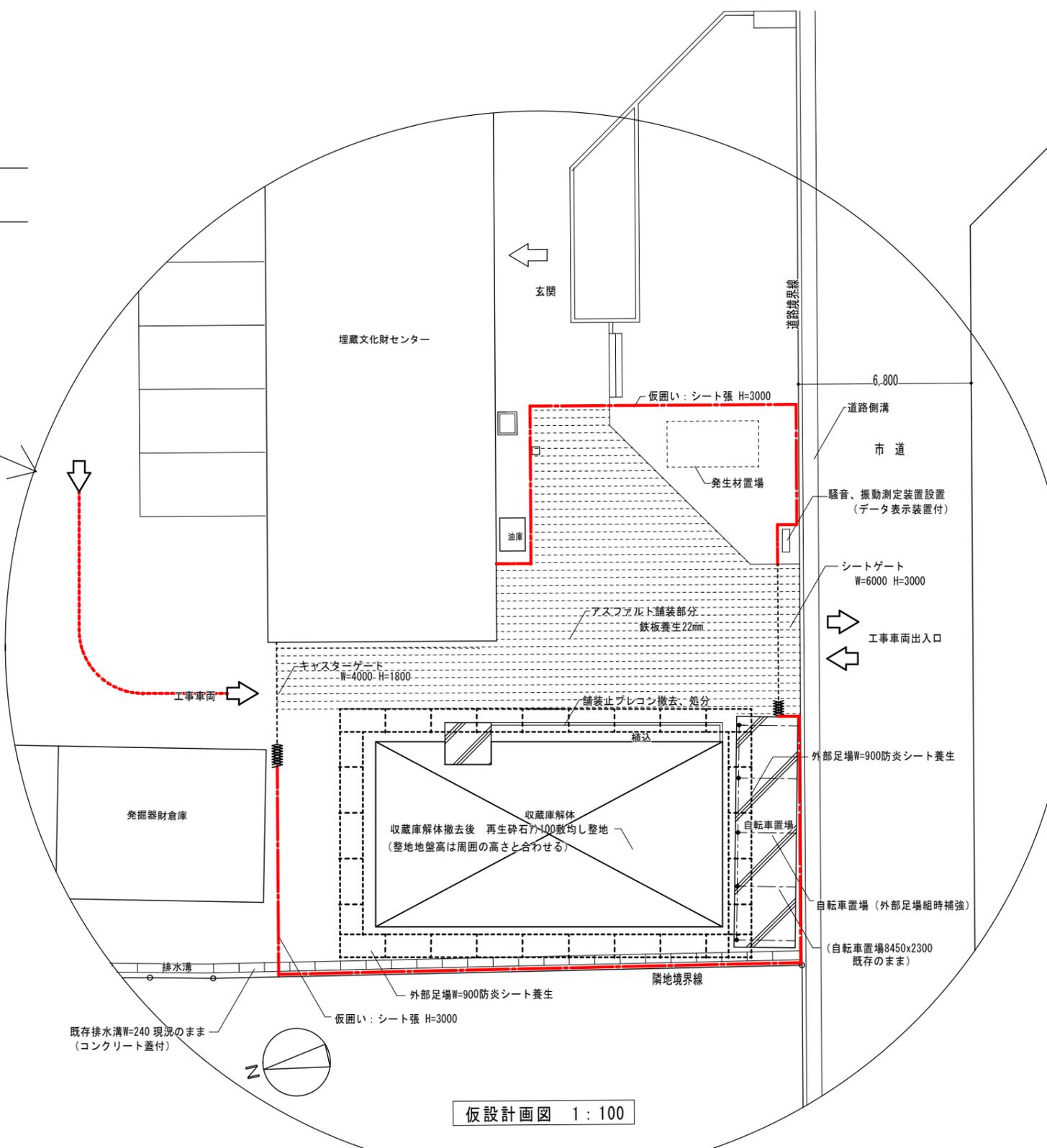
<p>建物等調査一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>建物用途(共同住宅戸数)</th> <th>規模・構造</th> <th>延べ床面積</th> <th>調査範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・外部・内部・外構</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う</p> <p>※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う</p>	番号	建物用途(共同住宅戸数)	規模・構造	延べ床面積	調査範囲	備考	1				・外部・内部・外構		2				・外部・内部・外構		3				・外部・内部・外構		4				・外部・内部・外構		<p>埋蔵文化財センター収蔵庫除却</p> <p>工事設計図</p> <p>解体特記仕様書(その2)</p> <p>221001</p> <p>長野県県民文化部</p> <p>K-02</p>
番号	建物用途(共同住宅戸数)	規模・構造	延べ床面積	調査範囲	備考																										
1				・外部・内部・外構																											
2				・外部・内部・外構																											
3				・外部・内部・外構																											
4				・外部・内部・外構																											



配置図 1:300



案内図 1:2500



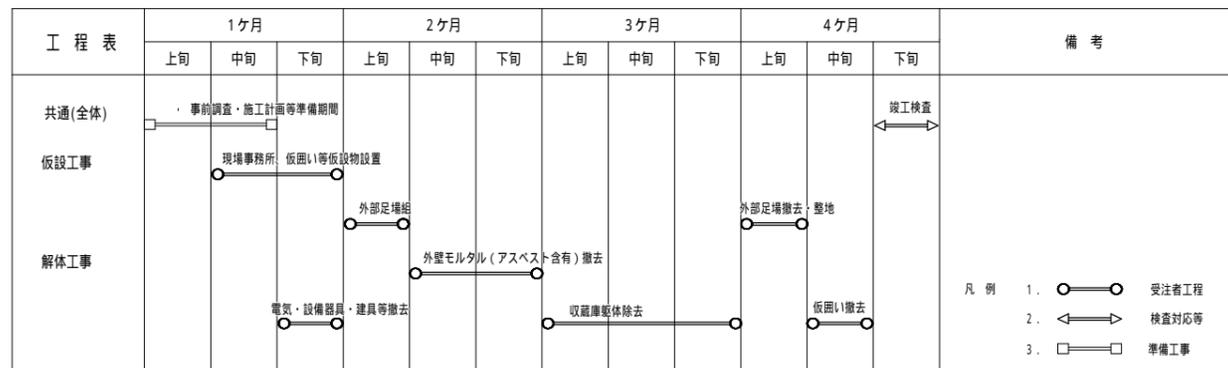
仮設計画図 1:100

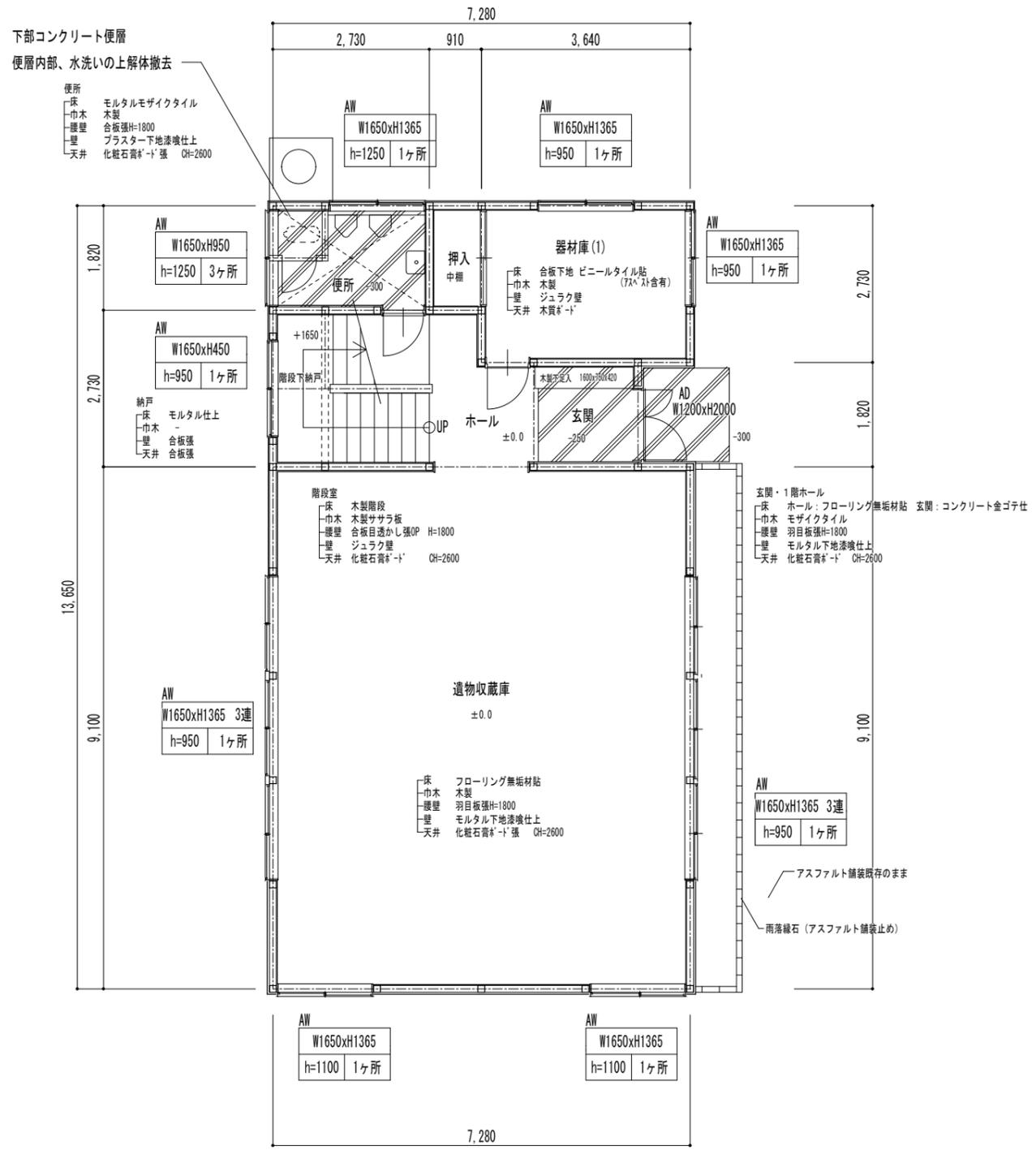
長野県県民文化部

収蔵庫仕上表 (石綿含有調査一覧)

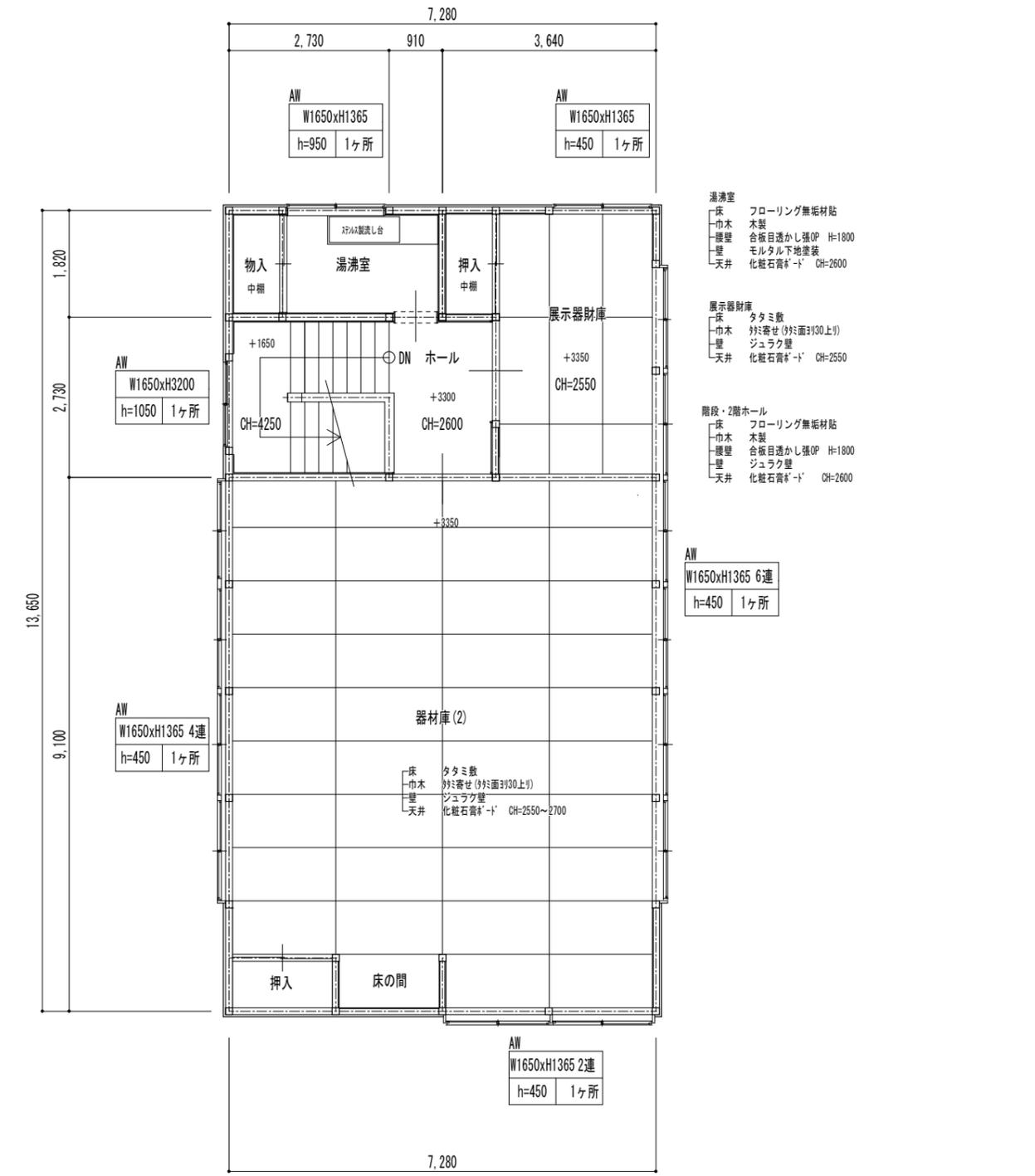
構造		外部仕上		使用材料		石綿有無及び処理			
基礎	鉄筋コンクリート造基礎	屋根	野地板、アスファルトフェルト、長尺筋鉄板0.4瓦棒葺 プラスチック小屋裏換気孔付	野地板 アスファルト20kg	無 みなし有	非含有建材 事前調査必要		レベル3	○
壁体	木造軸組構造	外壁	木胴縁 木ズリ、ラスモルタル刷毛引下地 リシン吹付	モルタル刷毛引 吹付塗材	有 無	分析結果 分析結果		レベル3	
1階床組	木造束、木造床組 玄関床：土間コンクリート、便所床：コンクリートスラブ(下部コンクリート製便槽)	軒裏	木ズリ、ラスモルタル刷毛引下地 リシン吹付	モルタル刷毛引 吹付塗材	有 無	分析結果 分析結果		レベル3	
2階床組	2階床大梁：軽量鉄骨トラス梁(スパン7280) その他2階床組：木造	建具	アルミサッシ 可動アミ戸	アルミ・ガラス	無	非含有建材			
屋根小屋組	木造洋小屋組：木造トラス梁 小梁、束、母屋、タルキ：木造	外部巾木(基礎)	コンクリート下地 モルタル塗仕上	モルタル刷毛引	有	分析結果		レベル3	
		樋	軒樋、豎樋：カラー鉄板100	カラー鉄板	無	非含有建材			
		外構	東側アスファルト舗装止め撤去処分 建物解体後整地の上砕石(100)敷						

内部仕上		床				巾木				壁				天井				備考	
階	室名	使用材料		石綿有無及び処理		使用材料		石綿有無及び処理		使用材料		石綿有無及び処理		使用材料		石綿有無及び処理			
1階	玄関	土間コンクリートモルタル仕上	モルタル	無	分析結果	モルタル仕上	無	分析結果	塗壁下地 漆喰仕上 羽目板張H=1800	無	分析結果 非含有建材	化粧石膏ボード	無	分析結果			下駄箱(木製)		
	ホール	フローリング無垢材貼		無	非含有建材	木製	無	非含有建材	塗壁下地 漆喰仕上 羽目板張H=1800	無	分析結果 非含有建材	化粧石膏ボード	無	分析結果					
	遺物収蔵庫	同上		無	"	木製	無	非含有建材	塗壁下地 漆喰仕上 羽目板張H=1800	無	分析結果 非含有建材	化粧石膏ボード	無	分析結果			木製黒板 1800x1800		
	器材庫(1)	合板下地 ビニールタイル貼	ビニールタイル	有	分析結果 レベル3	木製	無	非含有建材	塗壁下地 ジュラク壁	無	分析結果	木質ボード	無	分析結果			入口木製建具750x1800		
	" 押入	合板貼		無	非含有建材	雑巾ズリ	無	非含有建材	合板張	無	非含有建材	合板	無	非含有建材					
	便所	モルタルモザイクタイル	モルタル	無	分析結果				モザイクタイル 下地モルタル	無	分析結果	化粧石膏ボード	無	分析結果			トイレブース木製建具 750x1800 入口木製建具 750x1800		
	階段下納戸	モルタル仕上	モルタル	無	分析結果				合板張	無	非含有建材	合板	無	非含有建材					
2階	階段・ホール	踏板、蹴込板、ササラ桁：木製		無	非含有建材	木製 H=60	無	非含有建材	塗壁下地 漆喰仕上 腰壁：合板目透かし張H=1800	無	分析結果	化粧石膏ボード	無	分析結果					
	展示器材庫	タタミ敷		無	非含有建材	雑巾摺	無	非含有建材	塗壁下地 ジュラク壁	無	分析結果	化粧石膏ボード	無	分析結果					
	" 押入	合板貼		無	非含有建材	雑巾ズリ	無	非含有建材	合板張	無	非含有建材	合板	無	非含有建材					
	器材庫(2)	タタミ敷		無	非含有建材	タタミ寄せ(タタミ面引30上り)	無	非含有建材	塗壁下地 ジュラク壁 腰壁：合板張H=1800	無 無	分析結果 発癌疑素材	化粧石膏ボード 床の間：木調石膏ボード	無 無	分析結果 分析結果					
	" 床の間	板貼		無	非含有建材	雑巾ズリ	無	非含有建材	ビニールクロス	無	分析結果	木調石膏ボード	無	分析結果					
	" 押入	合板貼		無	非含有建材	雑巾ズリ	無	非含有建材	合板張	無	非含有建材	合板	無	非含有建材					
	湯沸室	フローリング無垢材貼		無	非含有建材	木製	無	非含有建材	合板張 塗壁下地 塗装	無 無	非含有建材 分析結果	石膏ボード	無	分析結果			ステンレス流し		
" 物入																			



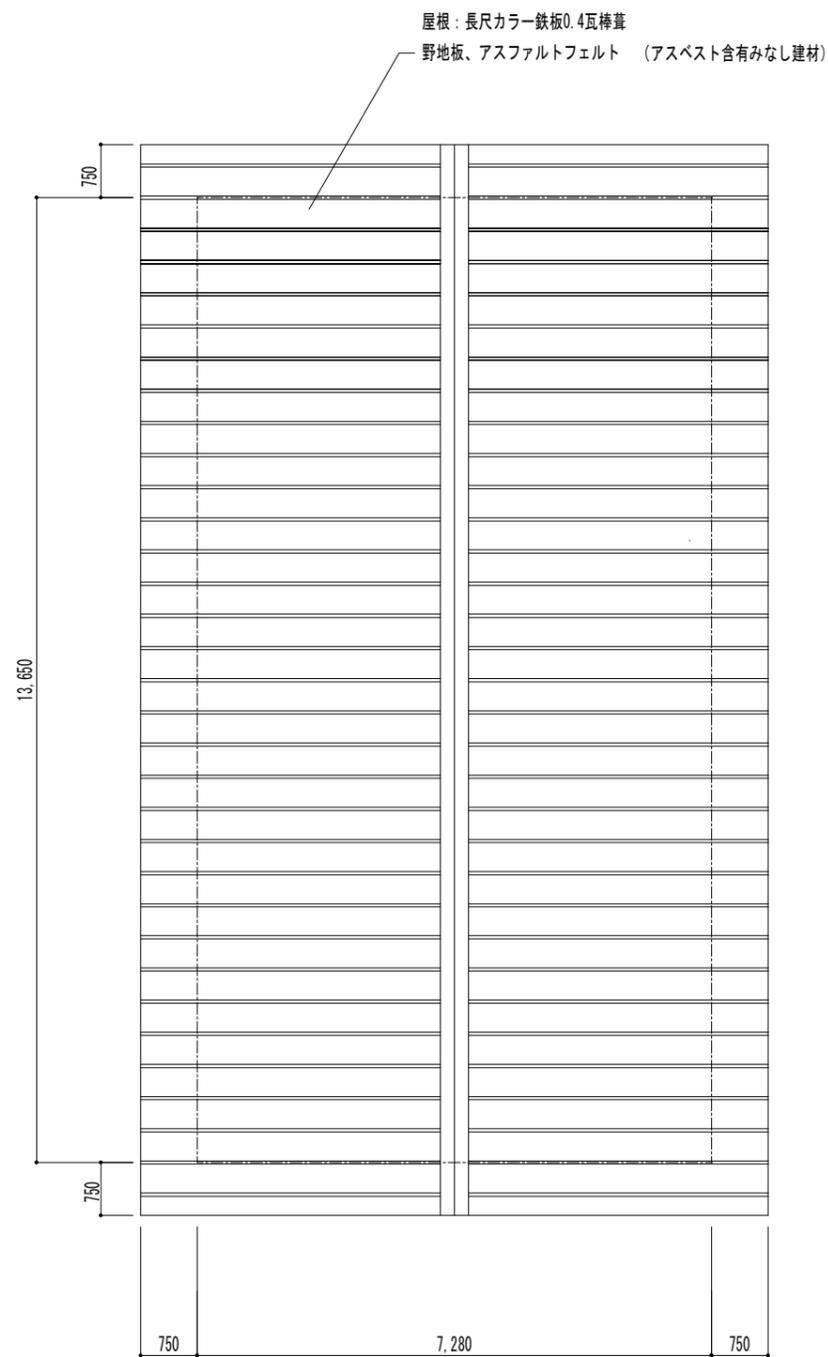


1階平面図 1:100

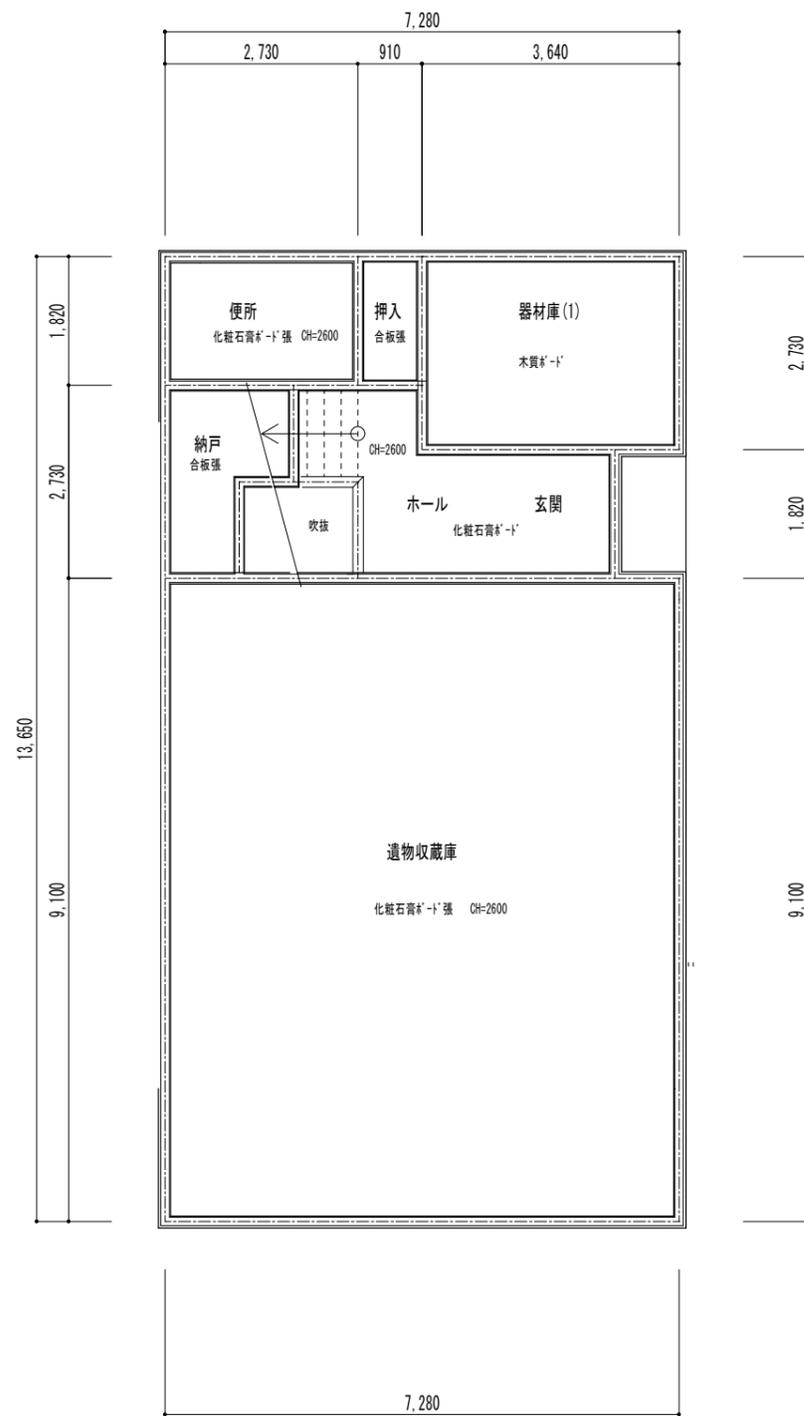


2階平面図 1:100

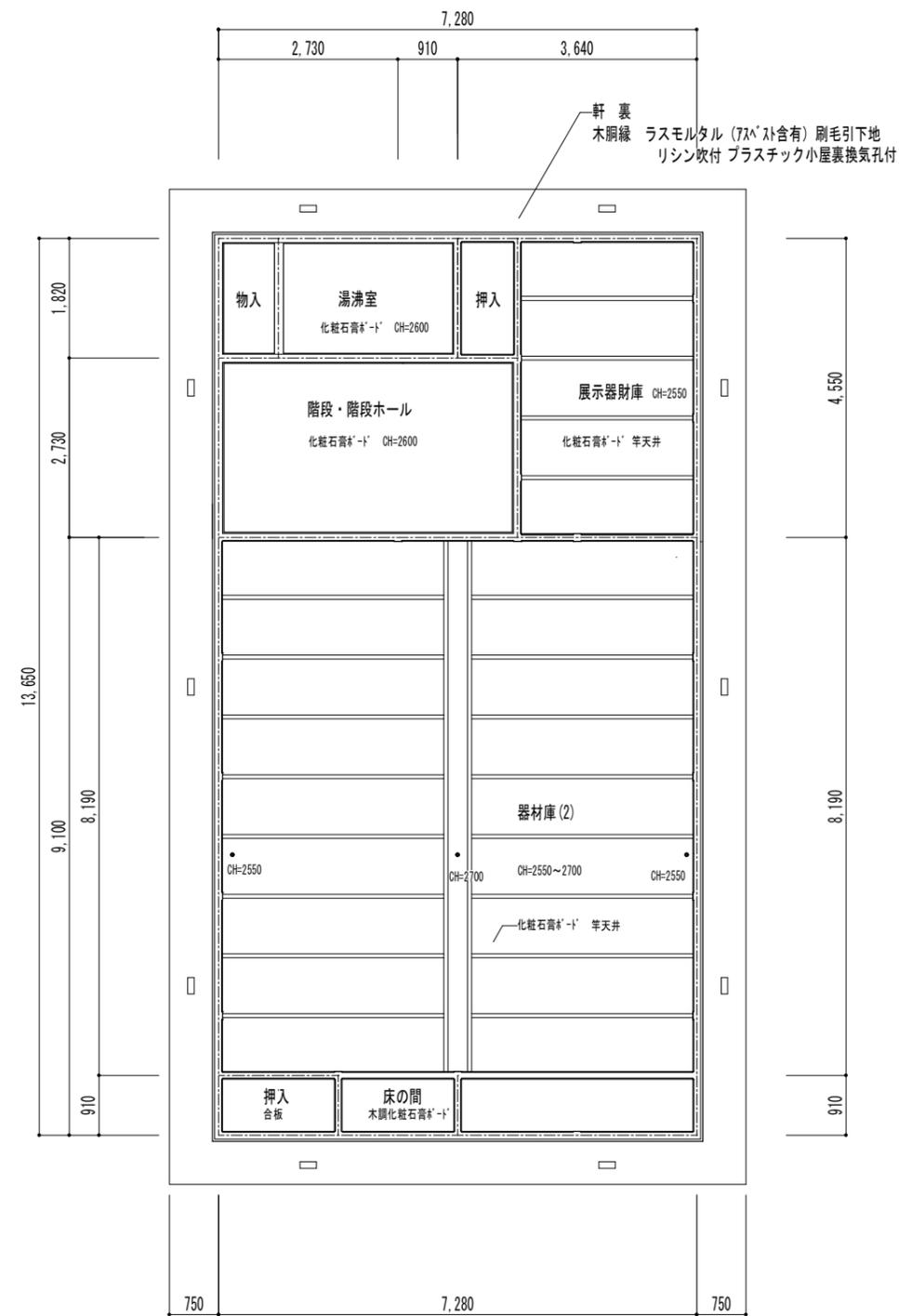
面積表		m ²	
1階	97.72	AW (アルミ製サッシ)	W: 内法巾 H: 内法高さ h: 腰高 数量
2階	99.37		
合計	197.09		



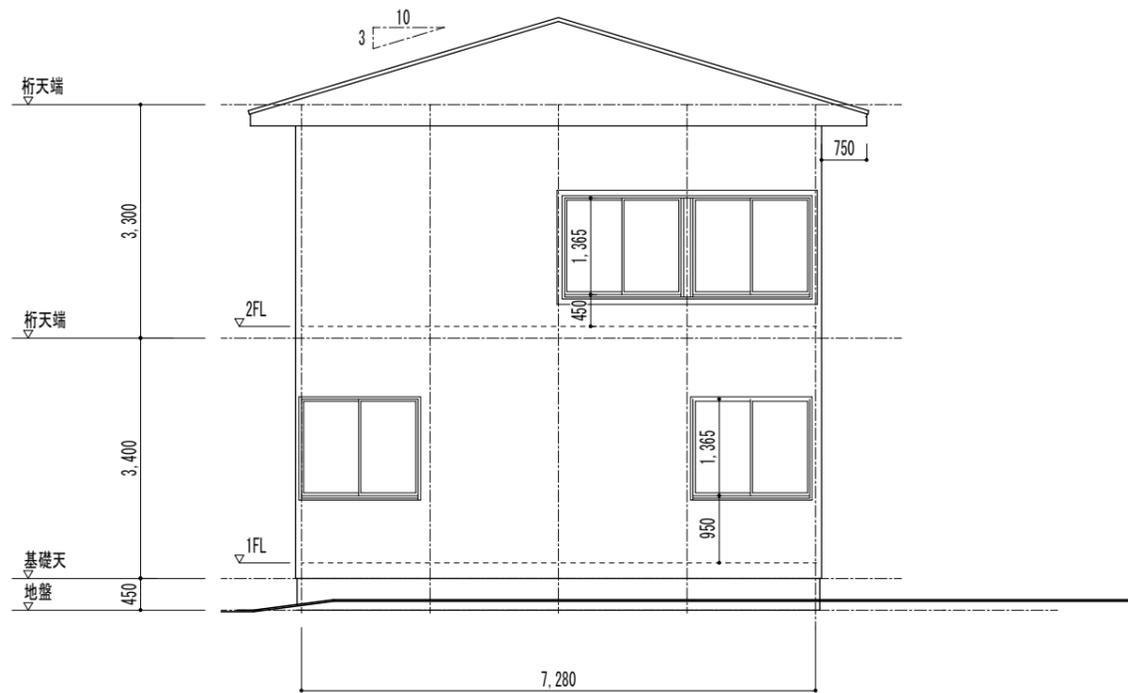
屋根伏図 1 : 50



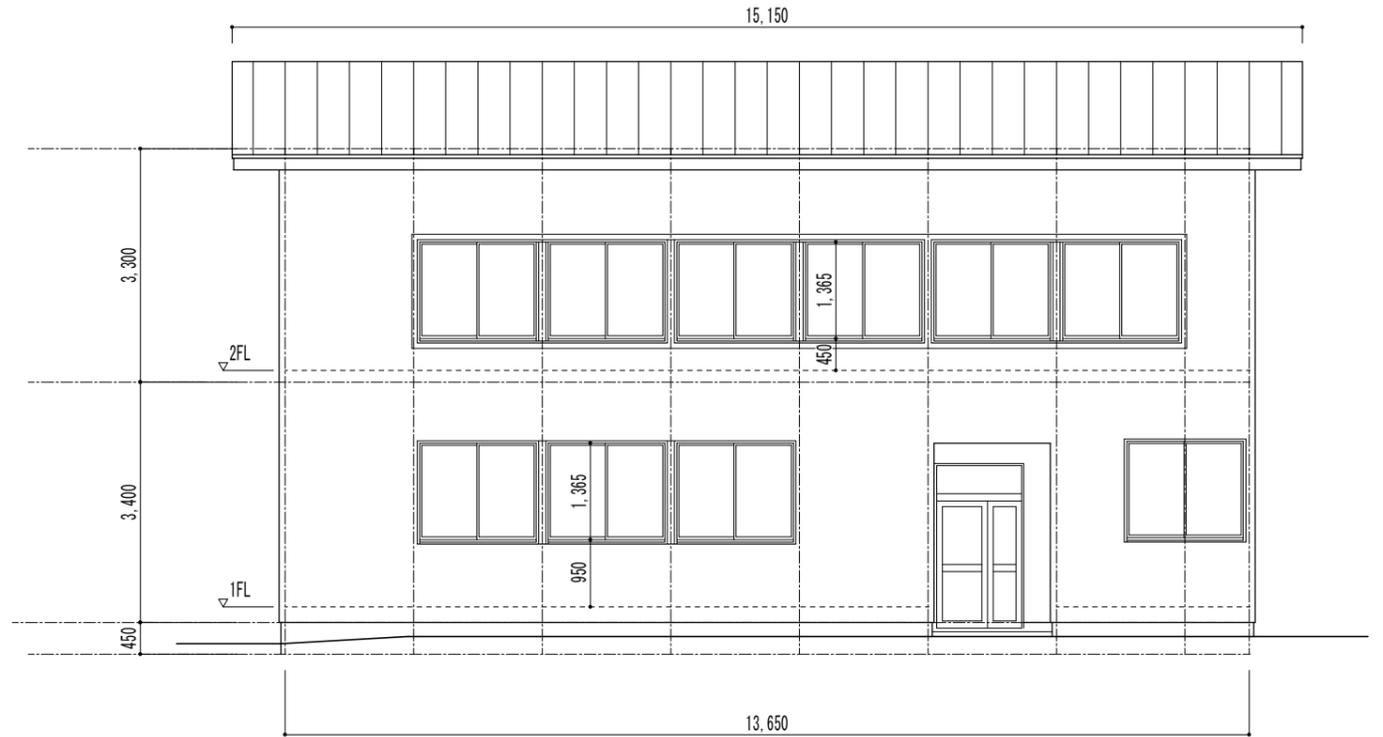
1階天井伏図 1 : 50



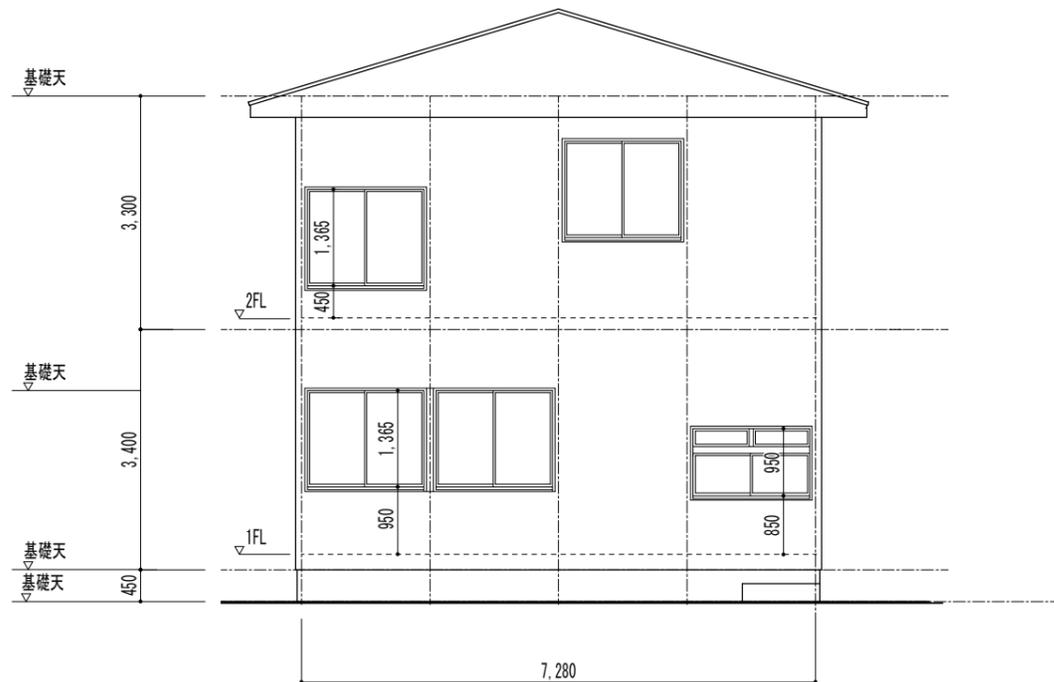
2階天井伏図 1 : 50



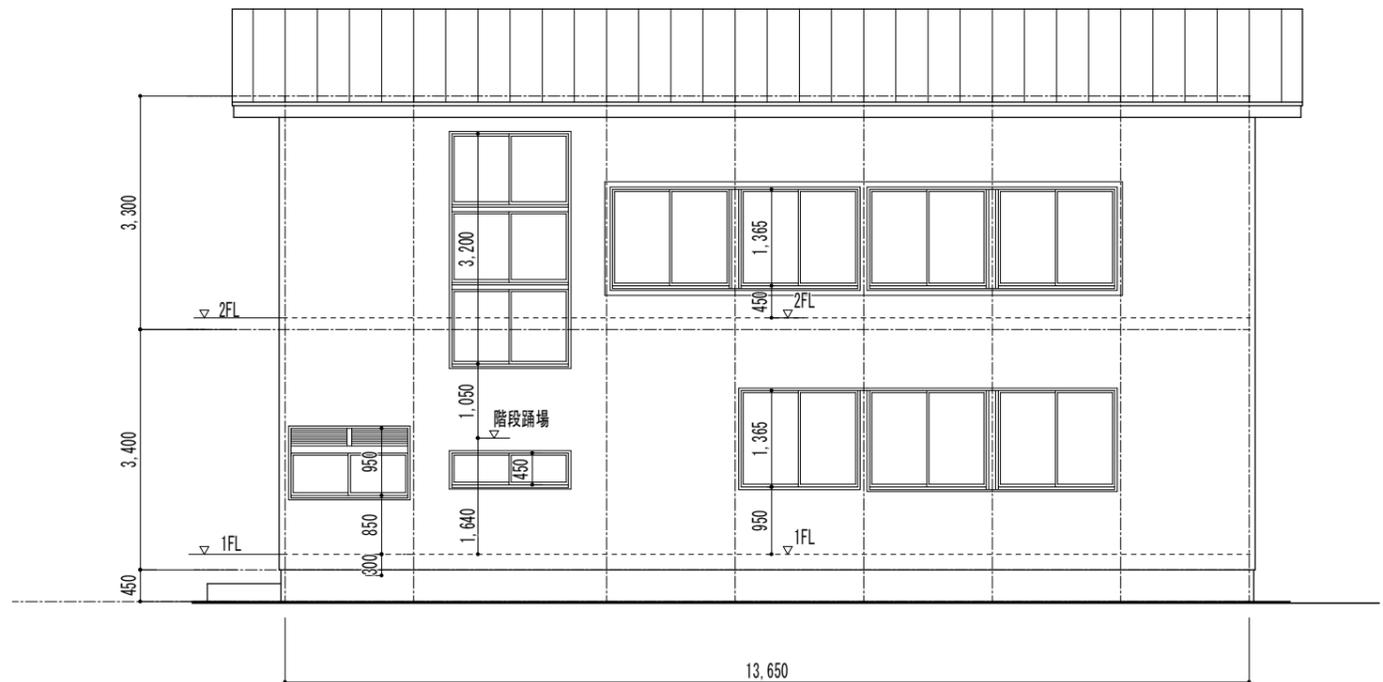
南立面图 1:50



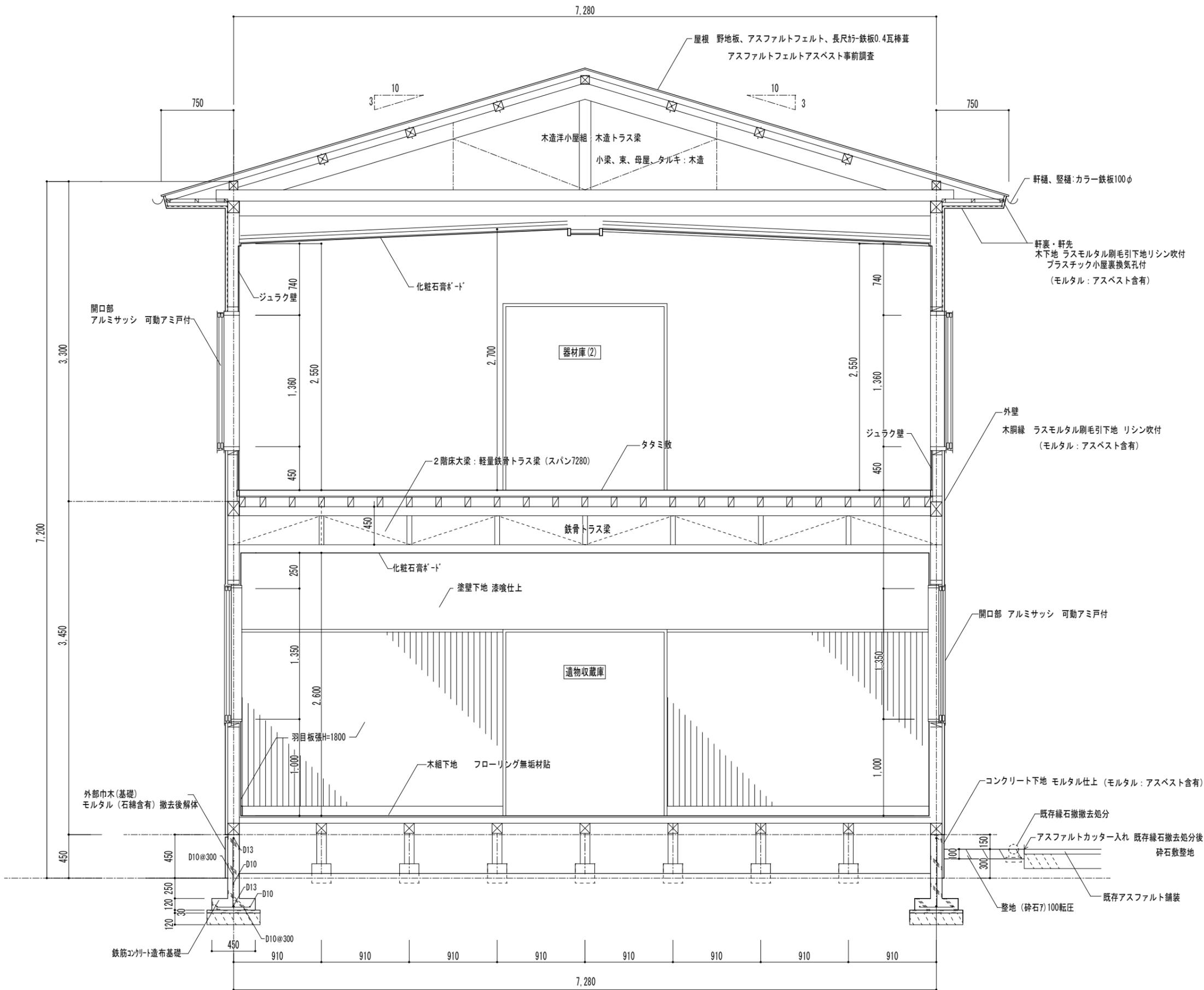
東立面图 1:50



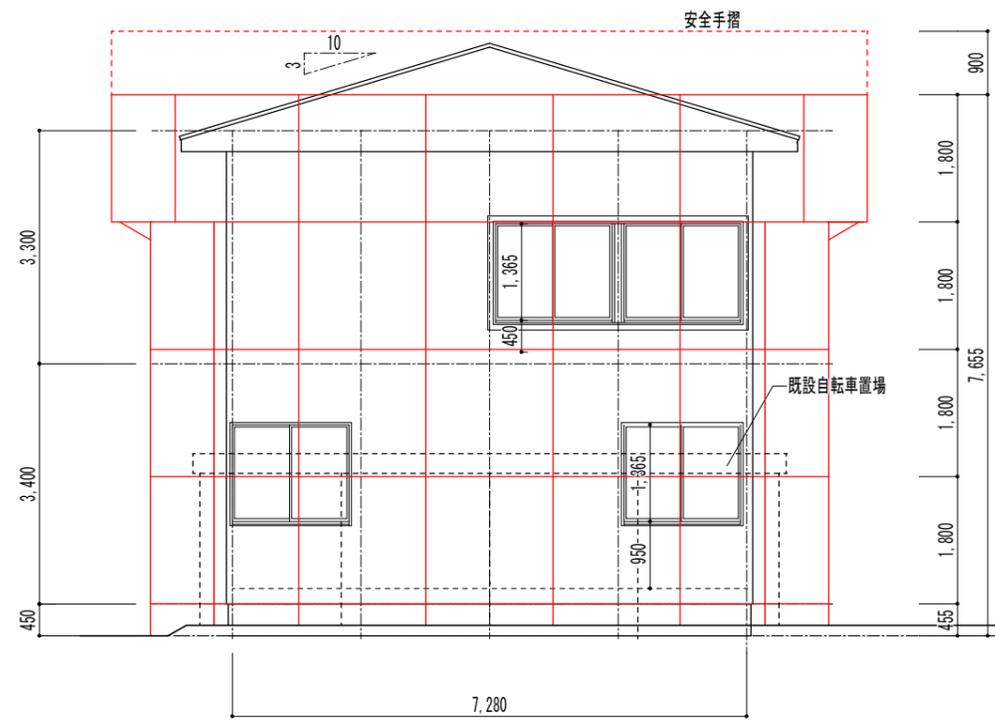
北立面图 1:50



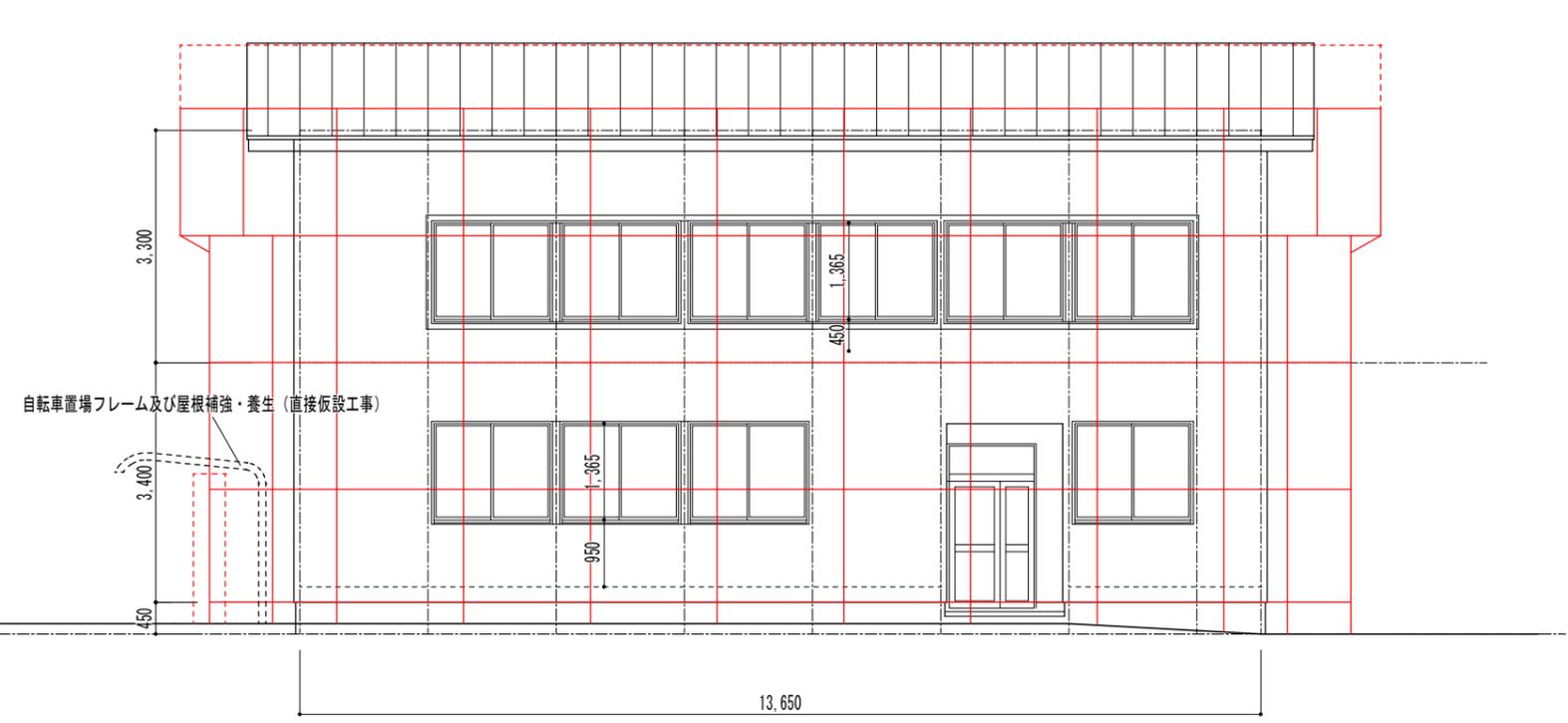
西立面图 1:50



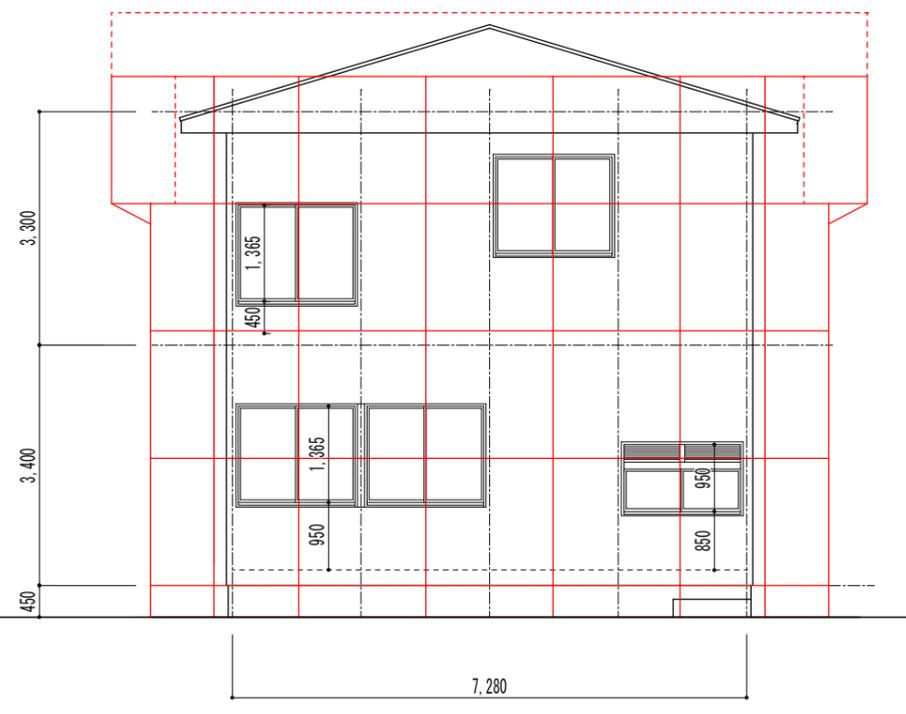
矩計図 1:20



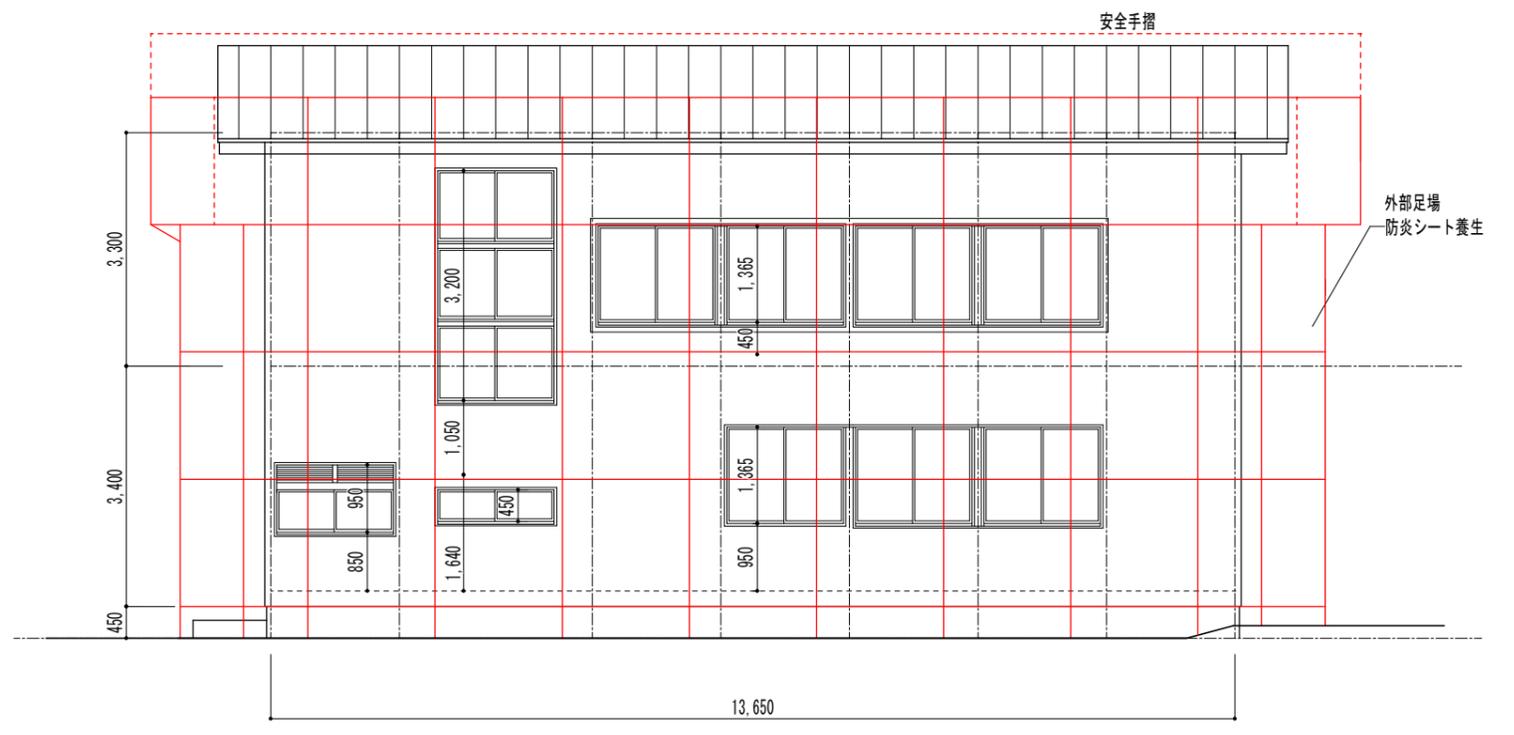
南立面図 1:50



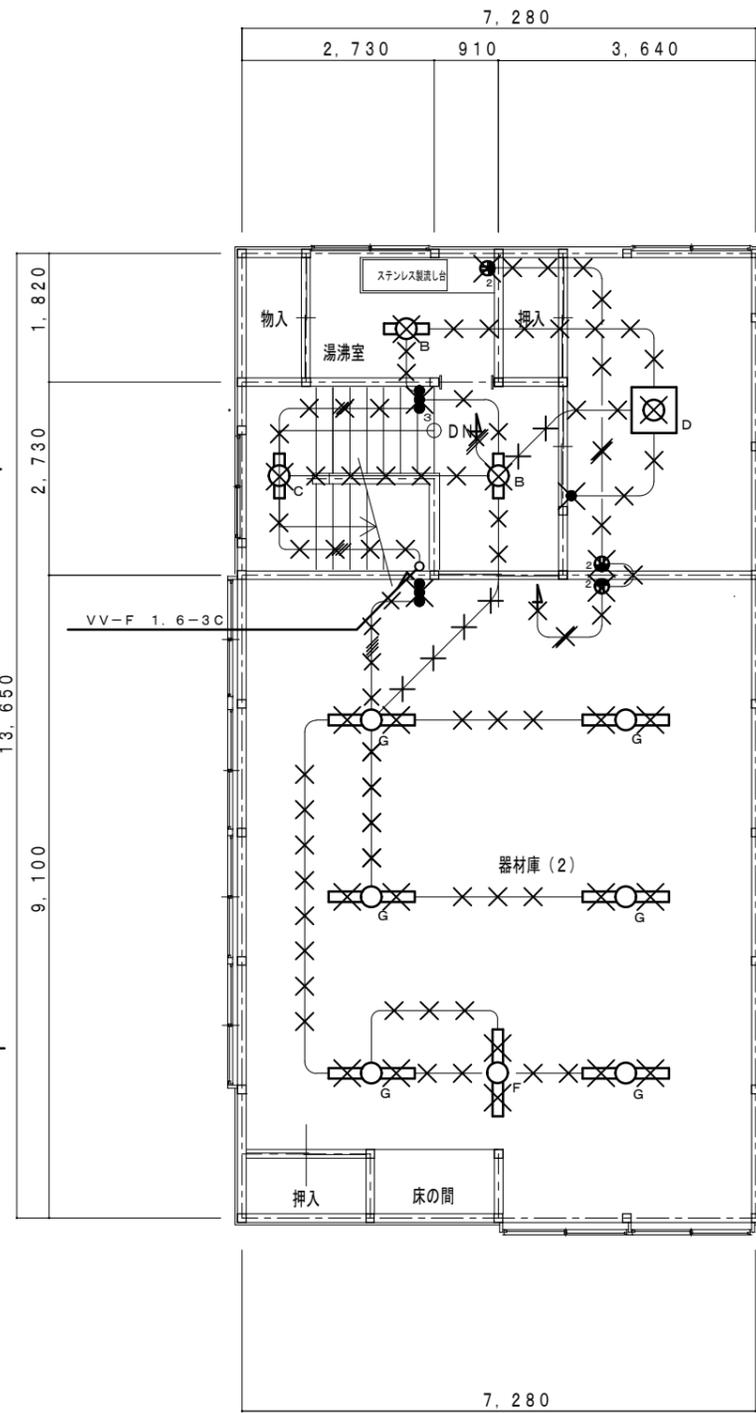
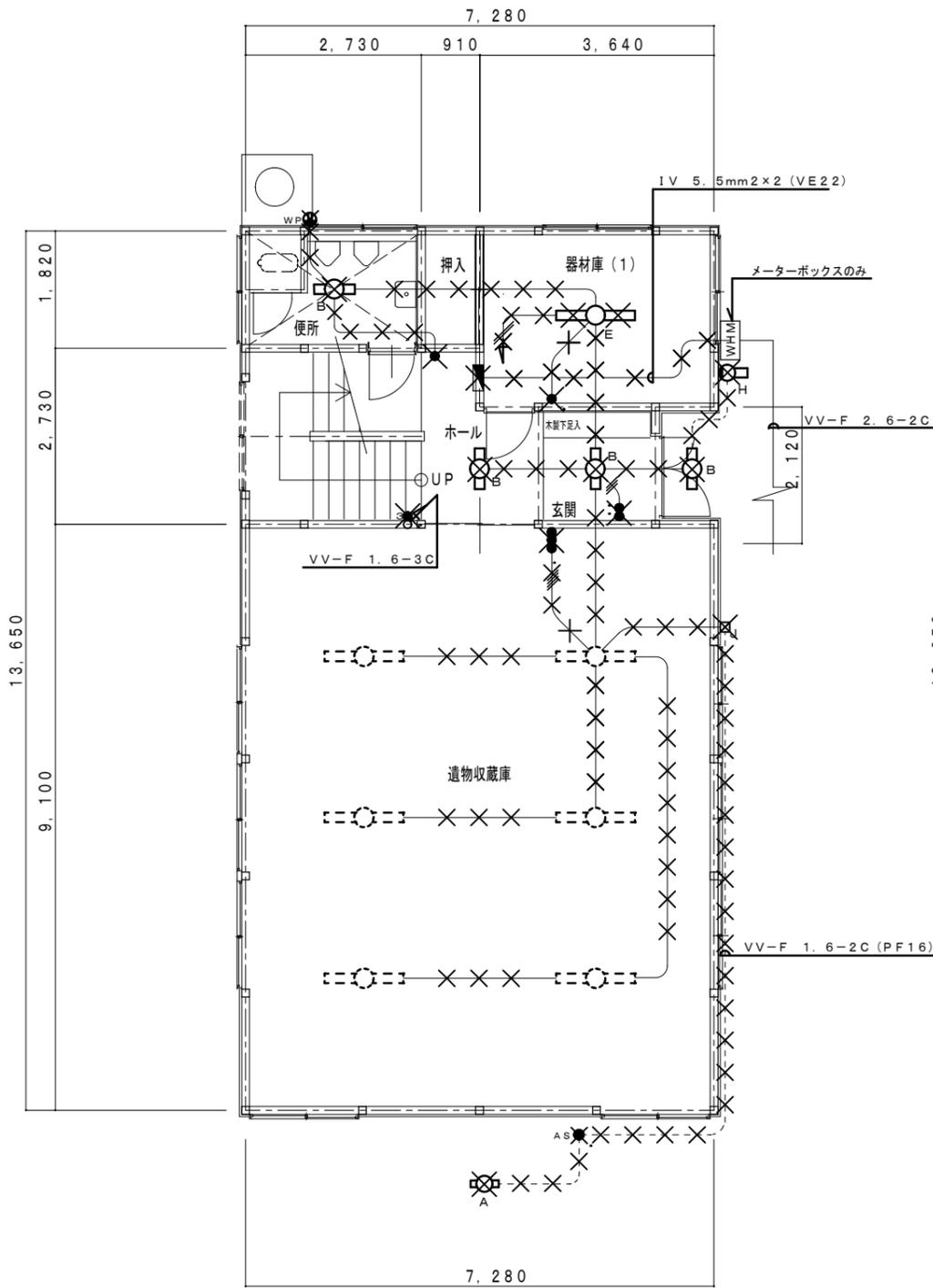
東立面図 1:50



北立面図 1:50



西立面図 1:50

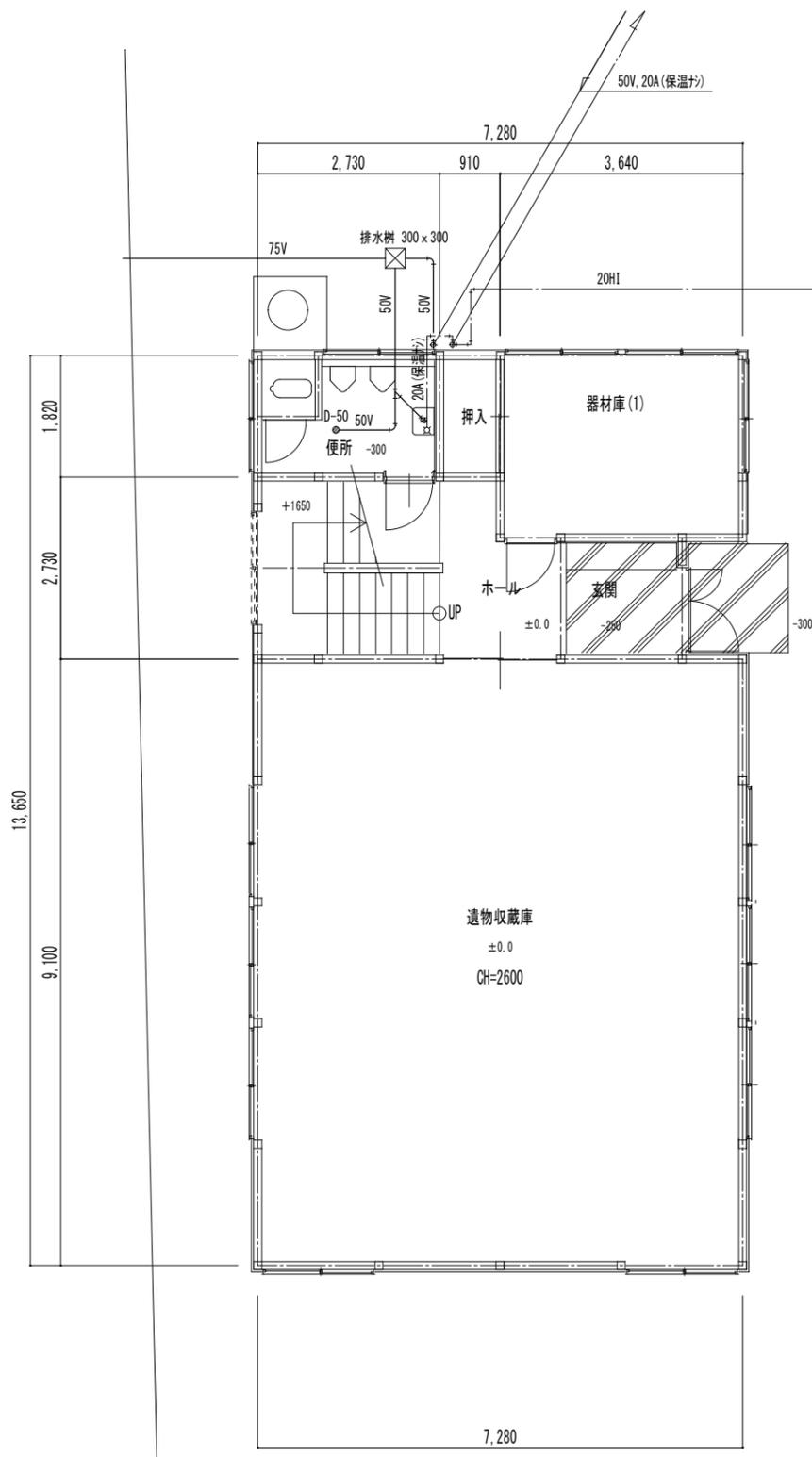


照明器具表 (撤去)

記号	仕様	備考
A	FL 10W×1 露出型	撤去再使用無し
B	FL 20W×1 露出型	撤去再使用無し
C	FL 20W×1 チェーン吊り	撤去再使用無し
D	FL 20W×4 露出型	撤去再使用無し
E	FL 40W×1 露出型	撤去再使用無し
F	FL 40W×2 露出型	撤去再使用無し
G	FL 40W×3 露出型	撤去再使用無し
H	LED 防犯灯	撤去再使用無し

凡例

	隠ぺい 配管・配線を示す
	露出 配管・配線を示す
	撤去
	撤去
	撤去
	撤去
	スイッチ 1P15A × 1 埋込型 プレート共 撤去
	スイッチ 3W15A × 1 埋込型 プレート共 撤去
	自動点滅器 撤去
	コンセント 2P15A × 2 埋込型 プレート共 撤去
	コンセント 2P15A × 3 防湿・防雨形 撤去
	照明器具 撤去
	照明器具 撤去
	照明器具 撤去
	照明器具 撤去済み
	ジャンクションボックス
	電灯分電盤 Sブレーカー1P30A×1 2P15A 安全開閉器 × 4 撤去

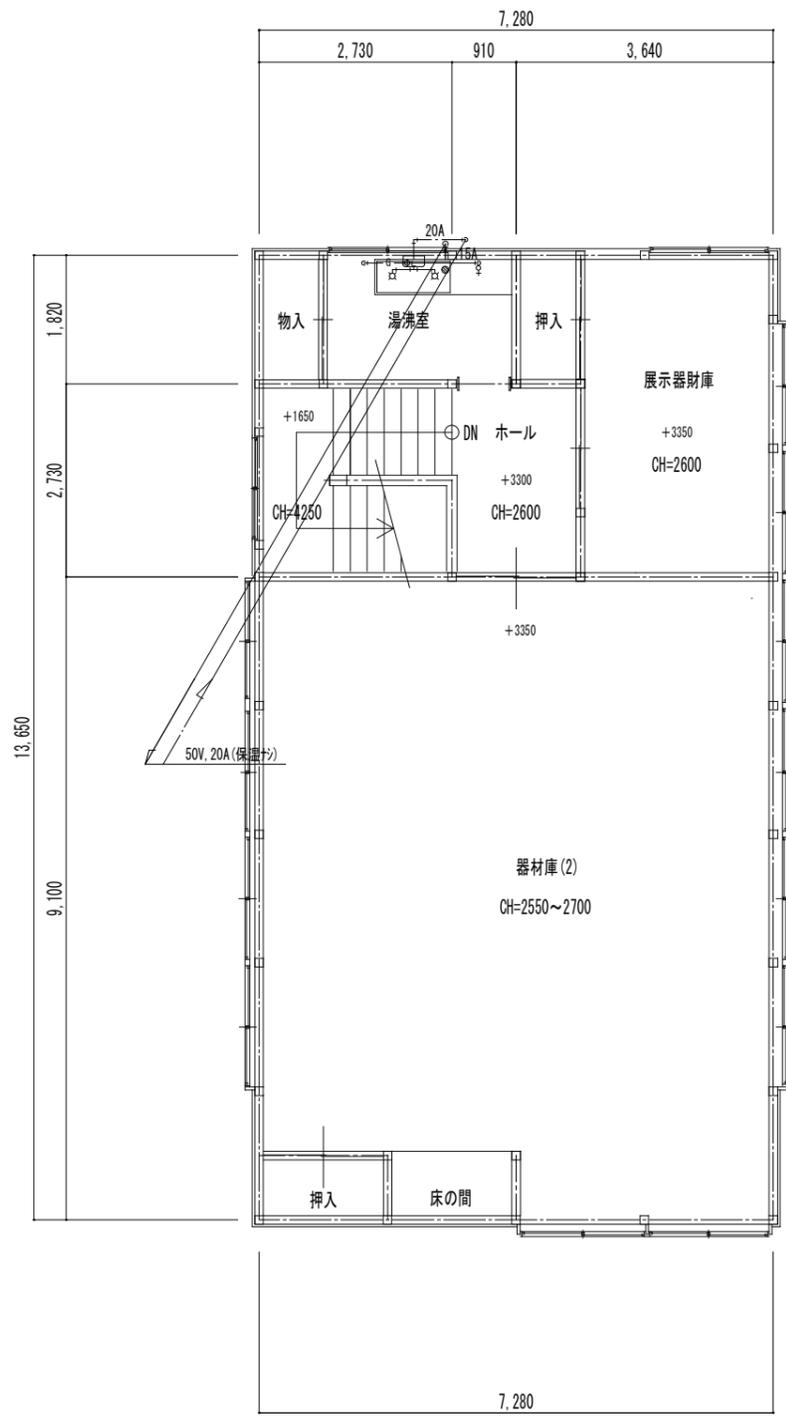
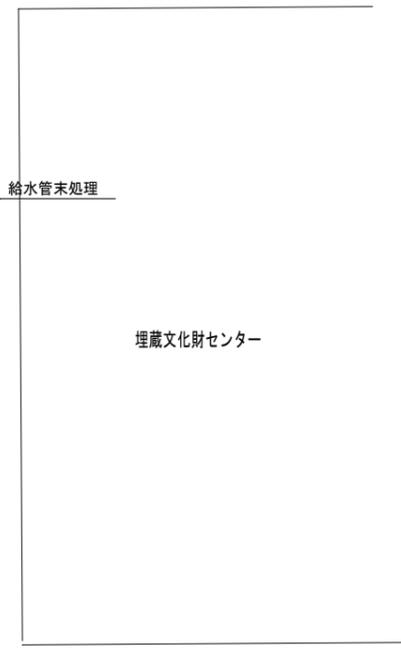


1階平面図 1:100

※ 表示の配管・器具類のすべてを撤去・処分する。

撤去器具一覧

部屋名	品名	品番	数量	備考
1階 便所	和風大便器	非水洗	1	解体処分: 建築工事
	小便器	小形床置ストール 非水洗	2	
	手洗器	中型 単水栓	1	
	化粧鏡		1	
2階 湯沸室	ガス瞬間湯沸器	壁掛け5号 ガスコック共	2	
	単水栓	13φ	2	
	分岐水栓	13φ	1	
	単口ガスカラン		1	



2階平面図 1:100